

### 東電と国は 同等の責任

本年10月1日、仙台高裁は、福島第一原発事故について、原発事故当時福島県等に住んでいた約36550人が、国と東電に対し、損害賠償などを求めた「生業(なりわい)訴訟」の控訴審判決において、東電の責任を認めるとともに、国についても、1審判決では国の責任が東電の半分にとどまるとした見解をしりぞげ、国には東電と同等の責任があるとした。

国を被告とした本件事故の責任をめぐる訴訟は全国各地の裁判所で提起され、本判決まで言い渡された12件の1審判決のうち、7件が国の責任を認め、6件が国の責任を否定して判断が分かれているが、初めての控訴審の判断で、国の責任が全面的に認められ、また賠償額・賠償を認めた住民の範囲を拡大した点において、今後の原発訴訟に対し、大きな影響を持つものである。

以下本判決で目についたところを挙げてみたい。  
①国自らが地震に関する調査のために設置した多数の専門学者が参加した機関である地震調査研究推進本部(地震本部)が大津波到来の危険性を公表していた「長期評価」の信頼性を、裁判におい

て国が論難したことに対し「長期評価」は個々の学者や民間団体の一見解とはその意義において各

段に異なる重要な見解であり、相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見である」として国の主張を明確に否定した。

②東電から「長期評価」の見解の科学的根拠についてヒアリングをした保安院の対応は、国の機関に多数の専門分野の学者が集まり議論して作成公表した「長期評価」の見解について、その構成員で反対趣旨の論文を発表していた一人の学者のみに問い合わせてその信頼性を極めて限定的に捉えるといつ、不誠実ともいえる東電の報告を唯々話々と受け入れることとなったものであり、規制当局に期待される役割を果たさなかったものといわざるを得ないとし、東電の不誠実さとそれを受け入れた保安院の姿勢

を厳しく指摘している。  
③国、東電が「長期評価」の見解による想定津波の試算を行っておれば、建設の対策を講じなければならなくなるが、そうならなかった場合の影響(主として東電の経済的負担)の大きさを恐れる余り、そのような試算自体を避けようとしていたものと、国、東電が東電の経済的負担の大きさを恐れて試算、緊急の対策をサボタージュしたことを批判している。

**国は補完的立場  
との根拠を否定**

④国の責任範囲についても、原発の設置・運営

は、原子力の利用の一要素として国家のエネルギー政策に深く関わる問題であり、我が国においては、国がその推進政策を採用し、原発に高い安全性を求めざるを明示しつつ、自らの責任において、東電に福島第一原発の設置を許可し、その後も許可を維持してきたものである等の事情を考慮れば、国の立場から、補完的であることを根拠として、その責任の範囲を限定することは、相当でない」と述べ、国は東電と同等の責任を負っている。

**ふるさと喪失の  
苦しみを行間に**

このように見解を見ると、責任論については、本判決でもはや勝負はあったといえよう。徹底な事実認定を踏まえた一点の勝訴もない明快な論理と透徹した論争を持つ。行間には、生業を奪われ、ふるさとを喪失したことの苦しみ、辛酸をなめている人々の受け替えている取り返しのつかない巨大な被害の認識。原発事故を引き起こしながら、姑息にその責任を争うものに対する深く、静かな怒りが滲つるを感ずる。理と情を兼ねた判決といえよう。

京都の脱原発訴訟においても、多くの人々の英知と努力を結集して、この判決に達したいと願つてこられたのである。

# 「生業訴訟」仙台高裁判決を読む



弁護士  
京都脱原発訴訟弁護団長

出口 治男



仙台高裁前で生業訴訟の原告勝訴を伝える原告、弁護士ら  
二 9月30日、仙台市(「しんぶん赤旗」提供)